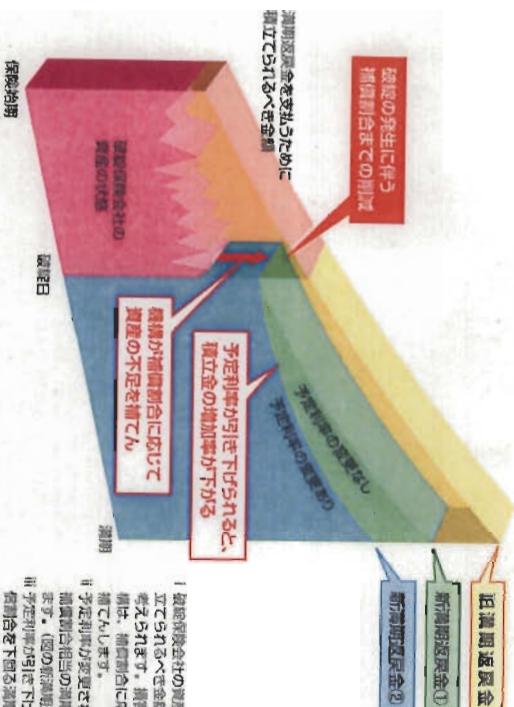


**ご注意ください!**

保険契約の移転等の際、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率等）の変更を行ったり、早期解約権除制度を設ける可能性もあります。この場合、損害保険契約者保護機構による補償（80%や90%）があつても、当該補償割合を下回る保険金・返戻金しか受けられない可能性があります。

### 予定利率の変更（引下げ）

過去に高い予定利率が付されていた積立保険等は、破綻時の市中金利を参考に予定利率が見直されます。この場合、実際の満期返戻金等は、契約時に約定した満期返戻金等に補償割合を乗じた額をさらに下回ることがあります。



### 早期解約権除の適用

- 年金払積立積富保険や介護（費用）保険等の再加入が確実い可能性がある保険契約は健闘されることを前提となっています。この趣旨に反して早期に解約される保険契約の解約返戻金等は、破綻時から一定期間、一定の空き金が行われる場合があります。
- 補償割合80%の保険契約（該当契約については見開きページ左欄を参照ください）には、早期解約権除は適用されません。

このパンフレットに関する問い合わせ先  
**損害保険契約者保護機構 事務局**  
〒101-6335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 損保会館  
TEL 03-3255-1635  
URL <http://www.sonpohogo.or.jp/>

2100 頁数  
2006.03

# 損害保険契約者保護機構について

損害保険会社が破綻したら、加入している保険契約はどうなるのでしょうか？

損害保険契約者保護機構は、  
破綻した損害保険会社の  
保険契約を補償します。

保険業法が改正され、平成18年4月から、自動車保険や火災保険等について、破綻後3か月間に発生した事故に対する保険金が全額支払われる仕組みとなりました。

詳しくは、本文をご覧ください。

- わづべックトは、平成18年4月時点の制度をもとに損害保険契約者保護機構が行う保険金の支給を実施しています。
- 制度施行に際して、契約者の同意を得るために契約書面においても、平成18年4月以降の範囲においては新しい規則内閣が適用されます。
- 制度施行に際して、契約者の同意を得るために契約書面においても、平成18年4月以降の範囲においては、新しい規則内閣が適用されます。
- ※加入中の保険契約が同一保険会社の破綻時にどのように補償されるか等については、ご契約されている損害保険会社または損害保険代理店に相談ください。

### 損害保険契約者保護機構

Non-life Insurance Policy-holders Protection Corporation of Japan

損害保険契約者保護機構は、損害保険会社が破綻した場合に、被扶養者等の被扶養者等を対象として、もって保険料に対する権利を目的として、保険料等に相当する額を支給する制度を実施する組織です。  
損害保険契約者保護機構には、日本国内において損害保険業者を監督する最大の監視機関として登録された法人です。  
損害保険契約者保護機構は、加入保険会社の破綻時にどのよう補償内容となるか等については、ご契約されている損害保険会社または損害保険代理店に相談ください。

# 保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

【下表中、★印のない保険（「火災保険」と「その他の損害保険」以外の保険）は、保険契約者を問わず補償の対象となります】

補償割合は保険契約毎に異なります

新しい制度(平成18年4月以降の破綻の場合)		既存制度 〔平成18年3月迄の 延續の場合〕
保険金支払い	解約返戻金・ 満期返戻金など	補償割合100%
自動車保険、家計・地盤保険	保険金支払い	補償割合100%
自動車保険	保険金支払い	補償割合 90%
火災保険 ★	破綻後3か月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%)	補償割合 80%
その他の損害保険 賠償責任保険、海上 保険、運送保険、信用保険、労働者 災害補償責任保険 など	3か月経過後は 補償割合80%	損害保険契約者保護機構 による補償はありません。 破綻保険会社の財産状況 (弁済率)に応じた 給付となります。
短期傷害・特定海旅 <sup>※3</sup>	保険金支払い	補償割合 90%
年金払型積立傷害保険 <sup>※5</sup> 財産形成行蓄積型保険 確定割引年金蓄積保険	保険金支払い	補償割合 90%
その他の疾病・傷害保険 上記以外の損害保険、所持蓄積保険、 医療・介護(費用)保険 など	保険金支払い	補償割合 90%

(注) 上記保険契約の区分は、主要な(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うことになります。

※1 「小規模型法人」とは、職員において、常時雇用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない団体又は財團で代表者又は管理人の正職があるものを含みます)をいいます。日本法人

②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外國法人

※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有間にに関する法律第3条第65条に規定する団体であると主としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

※3 「4・5号船舶保険」とは、いわゆる船舶保険を除く4年以内の保険契約が該当します。「南定航路」とは、いわゆる海上航行傷害保險が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払型積立蓄積保険のほとんどが該当します。いずれも、要約保険契約による書面で保険状態に則り保険契約が締結されることがあります。

※4 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人、法人であっても、マンション管理組合(以下「団体等」といいます)以外の団体等が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払型積立蓄積保険のほとんどが該当します。いずれも、要約保険契約による書面で保険状態に則り保険契約が締結されることがあります。

※5 「賃貸料金予定期限5%、基礎利率3.9%の場合+90%-(5%-3%)×5年分×1/2= 補償割合56%(弁済率が下限です)

「破綻後3か月間は保険金を全額支払」ってどういうこと?



2 保険契約が破綻保険会社に移転された場合も、**保険金の全額支払いを補償します**



救済保険会社が現れない場合、**損害保険契約者保護機構が保険契約を引き継ぎます**

